

もう待たなし！残り時間が1年を切った2018年問題

有期契約社員の無期転換ルールで求められる対応と同一労働同一賃金への備え

2013年4月に施行された改正労働契約法により、有期労働契約を反復更新し、その通算期間が5年を超える場合、従業員からの申し出により、その契約が無期労働契約に転換するという無期転換ルールが導入されました。この影響がいよいよ来年4月以降発生することになり、大きな混乱が予想されています。

有期雇用の従業員を雇用するすべての企業はこの対策を早急に進めなければなりません。

一方、非正規雇用に関連しては、今後、同一労働同一賃金への対応も重要になります。昨年末に示されたガイドライン案では、非正規従業員であっても、正社員と同じ業務に従事するのであれば、各種手当のみならず、賞与も支給することを求めるなど、非常にインパクトのある内容が盛り込まれています。

本セミナーでは、これらの問題のポイントを具体的に解説することにより、「いつまでに何をしなければならないか」を、分かりやすくお伝えします。

日時 平成29年 7月 4日 (火) 13:30~16:30

会場 和歌山 ビッグ愛 1202 (和歌山市手平 2-1-2)

受講料 会員 3,000 円 一般 5,000 円

定員 定員 30 人 (定員になり次第締め切ります)

セミナーのポイント

1. 来年4月以降、大きな混乱が予想される無期転換ルールの全体像
2. 具体的なステップで検討する無期転換ルールへの対応法
3. 働き方改革の最重要論点である同一労働同一賃金の最新情報と今検討すべき事項
4. 人材不足のいま、人材確保・定着の観点から企業が取るべきアクション
5. 無期転換や同一労働同一賃金対策に活用できる助成金制度

講師

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)



社会保険労務士、産業カウンセラー。
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働基準監督官と共に労働時間削減や年休取得率向上等、県下企業の働き方改革に従事。産業・法律・行政と1人で3つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサルティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。
国立大学法人和歌山大学非常勤講師(H26・27・28年度) 著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略(共著：レクシスネクシス・ジャパン・2015年)」など。

和歌山県経営者協会 (担当：津田)



和歌山市十番丁 19 番地 Wajima 十番丁ビル 3 階
TEL: 073-431-7376 FAX: 073-422-0416
E-mail: tsudak@w-keikyo.com

セミナーお申込み FAX : 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について (○印)	① 当日持参 ② 銀行振込 銀行振込の場合は開催日前日までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 №45306 和歌山県経営者協会
メルマガ登録 月 1 回、経営者協会が開催するセミナーや就職フェアの情報をメルマガ配信しております。 配信を希望しない場合は右欄にチェック(レ点)をお願い致します。	<input type="checkbox"/> 配信を希望しない
事前質問欄 (セミナーに関する質問がございましたらご記入ください。)	

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ メールでのお申込みの方は同内容を記載のうえ (tsudak@w-keikyo.com) までお送りください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。